



全基連

公益社団法人全国労働基準関係団体連合会
National Federation of Labour Standards Associations



受託事業

個人事業者等の安全衛生確保支援事業

改正労働安全衛生法 説明資料

CONTENTS

はじめに	支援事業の対象・内容	1
1	安衛法改正までの主な経緯	5
2	安衛則等の改正	8
3	個人事業者等の健康管理に関するガイドライン	9
4	改正安衛法	10
おわりに	まとめ	21
ご参考資料		22

個人事業者等の安全衛生確保支援事業の対象・内容

1 支援事業の対象

『混在作業』による労働災害防止措置が義務付けられる『すべての業種』

2 支援事業の内容

『改正安衛法令』の内容を、

- (1) 個人事業者や混在作業場所の管理者を含む注文者等に知っていただく
- (2) 説明会や現場支援を通じて実践的な安全衛生活動を行っていただく



令和7年の改正安衛法で新しく法律に登場した言葉

補足

個人事業者

31条の3
34条

労働者以外の者 4条

労働者以外の作業従事者 26条など

作業従事者 15条など

作業従事役員等 42条など

作業場所管理事業者

30条の4



安衛法制定時（昭47）から法律に登場している言葉 50年以上使われている

事業者

元方事業者

特定元方事業者

労働者

注文者

請負人

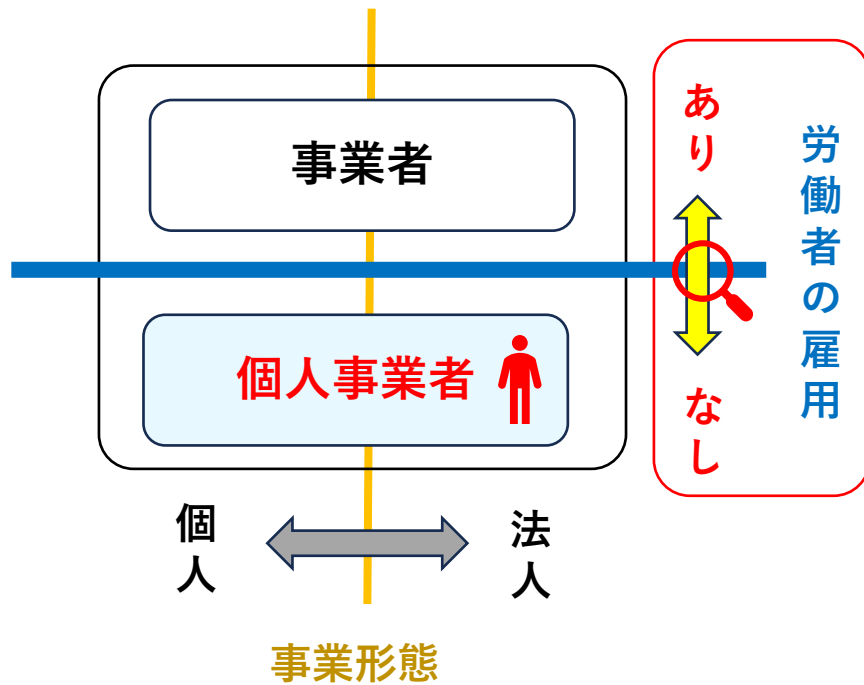
一の場所（混在作業場所）

5条など

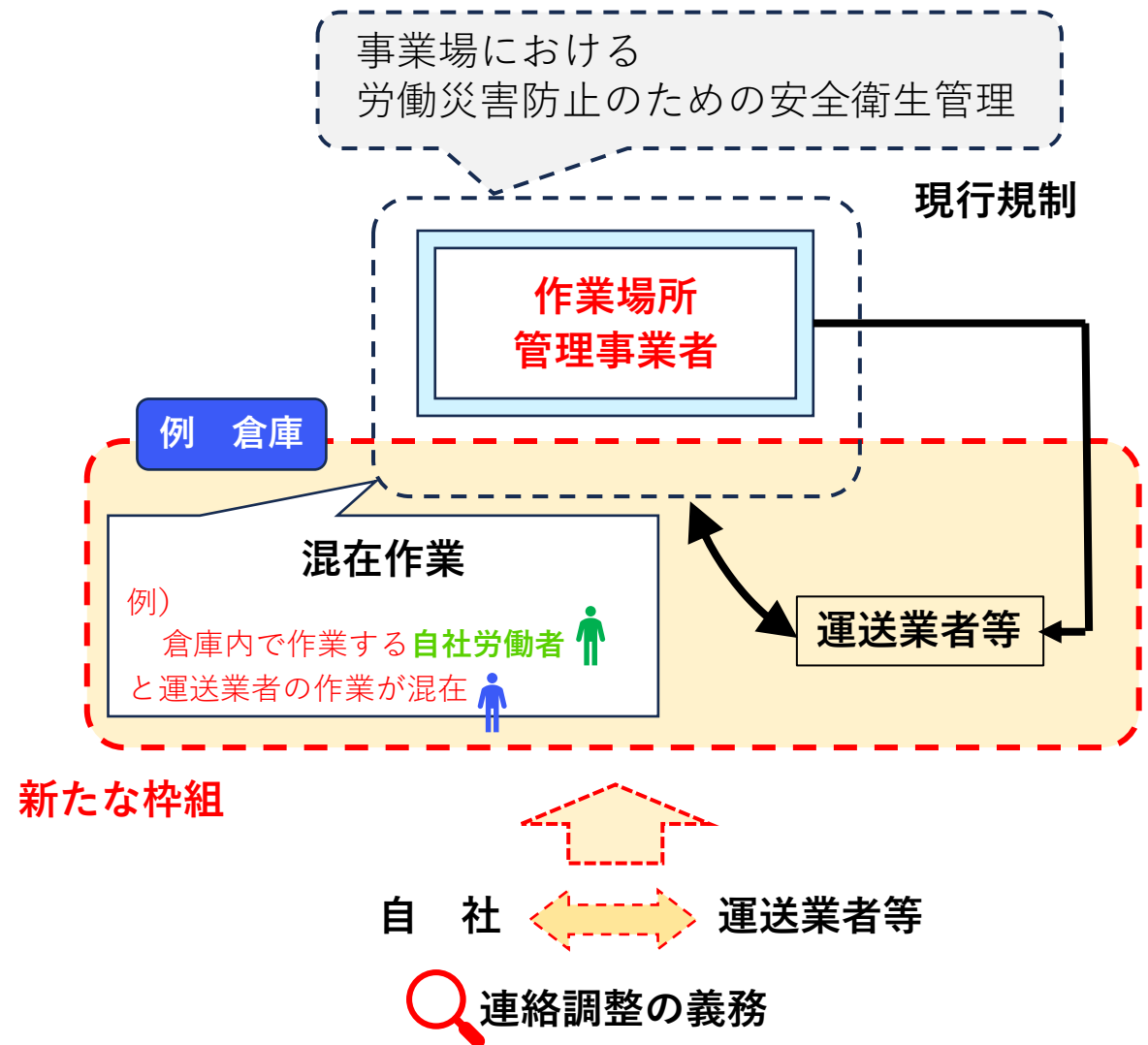
複数の作業が相互に関連し、又は交錯することにより、
作業間の連絡又は調整が不十分である場合に労働災害が生ずるおそれがある範囲

個人事業者 や 混在作業場所の管理者について

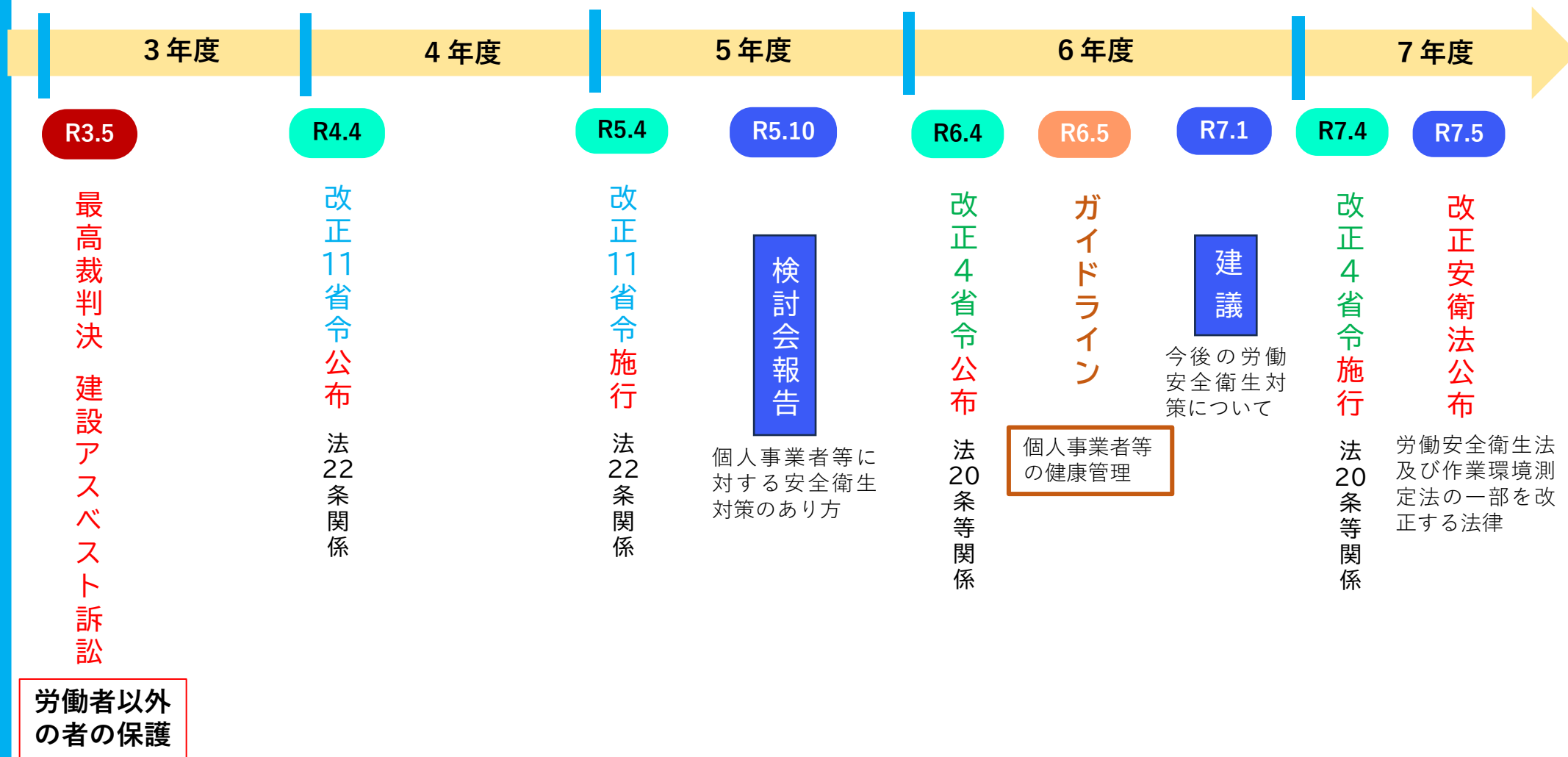
- ① 個人事業者は
事業者に含まれないということ



- ② 混在作業場所の管理者のイメージ



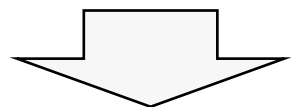
1 安衛法改正までの主な経緯



R3.5

建設アスベスト訴訟 最高裁判決

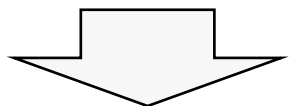
安衛法22条（健康障害
防止措置）は**労働者**と
同じ場所で働く**労働者
以外の者**も保護する



R4.4公布

安衛法22条に係る
11の省令を改正し、
労働者以外の者を保護

R5.4施行



22条以外の規定について、
労働者以外の者の保護をどうするか



注文者等による保護をどうするか



個人事業者自身による対策をどうする
か

労働者については
労働者死傷病報告により災害発生状況を把握

労働者以外の者の業務上災害
→ 十分に実態把握できていない



実態把握とそれを踏まえた有効と
考えられる安全衛生対策のあり方は

R5.10 報告書

- ① 個人事業者等を取り巻く安全衛生上の**現状と課題**
- ② 個人事業者等に対する安全衛生**対策のあり方**
 - ・ 業務上災害の報告等
 - ・ 危険有害作業に係る災害防止対策
 - ・ 過重労働、メンタルヘルス、健康確保等の対策
 - ・ 個人事業者等や小規模事業者に対する支援
 - ・ 特性を踏まえた対策の推進、労基署等への申告

労働政策審議会
安全衛生分科会

「**今後の労働安全衛生対策
について（報告）**」

R7.1 建議

- ① 個人事業者等の定義
- ② 個人事業者等自身による措置
- ③ 注文者等による措置
- ④ 労基署等への申告
- ⑤ 業務災害の報告制度

個人事業者等を取り巻く安全衛生上の現状と課題に関する共通認識 1～6

－個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会報告書－

1 業務上災害の状況

- 1 特別加入者の災害発生率
→特定の事業等の労働災害と比較して高くなっている場合がある
- 2 脳・心臓疾患・精神障害→毎年発生
- 3 一人親方等の死亡災害→年間80～100件程度（建設）
- 4 業務上災害→網羅的に把握する仕組みがない。

2 就業場所

- 1 約29%→主に「自宅・自オフィス以外の場所」
- 2 他の労働者との混在作業が行われる可能性のある場所で就業している状況
→企業等の事務所／建設現場／運輸・配送現場 など

3 行っている作業

- 1 危険・有害作業に従事
→重量物／粉じん／有機溶剤／化学物質など
- 2 有害物質に係る教育等→約28%程度しか受けていない
- 3 特殊健康診断の受診率→極めて低調

4 健康管理状況

- 1 約35%→健診を受けていない
- 2 週60時間超えの者の割合→労働者に比べて高い傾向
- 3 約43%→業務関連ストレス・悩みがある
- 4 約97%→面接指導を受けたことがない
- 5 約85%→ストレスチェックを受けたことがない

【R6.5ガイドライン発出】

5 発注者からの指示の状況

- 1 作業内容等→明示ないまま発注、現場で作業指示など
- 2 注文者から様々な指示・制約を受けながら就業する者
→少なからず存在するのではないか（いわゆる「偽装フリーランス」）
- 3 元方事業者が個人事業者等に行う安全衛生確保の観点からの指導・指示→指揮命令に該当するのではとの懸念から必要な指導・指示を躊躇 【R7.3通知発出】

6 プラットフォーマーを介して業務を行う就業形態増

- 1 様々な形態
→個人事業者等が行う業務へのプラットフォームの関与の度合いも異なる
- 2 誰が、どのような役割分担の下、作業者の安全衛生を確保すべきか→不明確な状況

2 安衛則等の改正

令和4年4月（令和4年省令）

一人親方等を、新たに安衛法22条（**健康障害防止措置**）に基づく措置の対象とする省令改正

- | | |
|----------------|----------------|
| 1 労働安全衛生規則 | 2 有機溶剤中毒予防規則 |
| 3 鉛中毒予防規則 | 4 四アルキル鉛中毒予防規則 |
| 5 特定化学物質障害予防規則 | 6 高気圧作業安全衛生規則 |
| 7 電離放射線障害防止規則 | 8 酸素欠乏症等防止規則 |
| 9 粉じん障害防止規則 | 10 石綿障害予防規則 |
| | 11 除染電離則 |

主な改正内容

- (1) 同じ作業場所にいる労働者以外の者（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）に対する措置の義務化

例 労働者に保護具を使用させる義務がある作業場所については、その場所にいる労働者以外の人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知すること

- (2) 作業を請け負わせる請負人（一人親方、下請業者）に対する措置の義務化

例 請負人だけが作業を行うときも、事業者が設置した局所排気装置等の設備を稼働させる（または請負人に設備の使用を許可する）等の配慮を行うこと

令和6年4月（令和6年省令）

一人親方等を、新たに安衛法20条、21条（**危険防止措置**）等に基づく措置の対象とする省令改正

- 1 労働安全衛生規則
- 2 ボイラー及び圧力容器安全規則
- 3 クレーン等安全規則
- 4 ゴンドラ安全規則

主な改正内容

- (1) 危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置の対象範囲を、作業場で何らかの作業に従事する全ての者（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）に拡大

例 労働者に対して危険箇所等への立入禁止などの措置を行う場合、その場所で作業を行う労働者以外の人もその対象とすること

- (2) 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる請負人（一人親方、下請業者）に対する周知の義務化

例 危険箇所等において、例外的に作業を行わせるために労働者に保護具等を使用させる義務がある場合には、請負人（一人親方、下請業者）に対しても保護具等を使用する必要がある旨を周知すること

個人事業者等が健康に就業するために、

①個人事業者等が自身で行うべき事項、②個人事業者等に仕事を注文する注文者等が行うべき事項や配慮すべき事項等を周知し、それぞれの立場での自主的な取組の実施を促す目的で策定された。

健康に就業するために

① 個人事業者等が自身で行うべき事項

各種支援を活用しながら、以下の事項を実施。

- ① 健康管理に関する意識の向上
- ② 危険有害業務による健康障害リスクの理解
- ③ 定期的な健康診断の受診による健康管理
- ④ 長時間の就業による健康障害の防止
- ⑤ メンタルヘルス不調の予防
- ⑥ 腰痛の防止
- ⑦ 情報機器作業における労働衛生管理
- ⑧ 適切な作業環境の確保
- ⑨ 注文者等が実施する健康障害防止措置への協力

② 注文者等が行うべき事項・配慮すべき事項

以下の事項を実施。

- ① 長時間の就業による健康障害の防止
 - ・ 注文条件等の配慮、注文条件等により長時間就業となり疲労が蓄積した個人事業者から求めがあった場合における医師の面談機会の提供
- ② メンタルヘルス不調の予防
- ③ 安全衛生教育や健康診断に関する情報の提供、受講・受診機会の提供等
- ④ 健康診断の受診に要する費用の配慮
- ⑤ 作業場所を特定する場合における適切な作業環境の確保

なお、個人事業者等が上記の事項の実施を要請したことを理由として、個人事業者に対する不利益な取扱いをしてはならない。

個人事業者等の皆さま、個人事業者等に仕事を注文する皆さまへ

「個人事業者等の健康管理に関する
ガイドライン」を策定しました



4 改正安衛法

趣 旨

少子高齢化が進展し、生産年齢人口の減少が見込まれる中、多様な人材が安全に、かつ、安心して働き続けられる職場環境を整備するため、

1 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

2 職場のメンタルヘルス対策の強化

3 化学物質による健康障害防止等の仕組みの整備

4 機械等による労働災害防止の促進

5 高年齢労働者の労働災害防止のための取組の強化

等の措置を講ずる

「個人事業者等に対する安全衛生対策の推進」関係

改正の概要

既存の労働災害防止対策に個人事業者等も取り込み、労働者のみならず**個人事業者等による災害の防止を図る**ため、

① 注文者等が講ずべき措置（※）を定める。

※ 個人事業者等を含む作業従事者の混在作業による災害防止対策の強化など

② 個人事業者等自身が講ずべき措置（※）を定める。

※ 安全衛生教育の受講等

③ 業務上災害の報告制度等を定める。

施行期日

[次頁へ](#)

施行日

すでに施行

これから

7 年度

8年度

9年度

1

R7.5.14
公布日
施行

注文者等の配慮

2

R8.4.1
施行

混在作業場所における
元方事業者等への
措置義務の対象を拡大

政令の改正：
[001682744.pdf](#)



省令の改正：
[001682748.pdf](#)



3

R9.1.1
施行

業務上災害報告
制度の創設

省令の改正：
[001682758.pdf](#)



4

R9.4.1
施行

個人事業者等自身
への義務付け

作業場所管理事業者
への連絡調整措置の
義務付け

政令の改正：
[001682761.pdf](#)

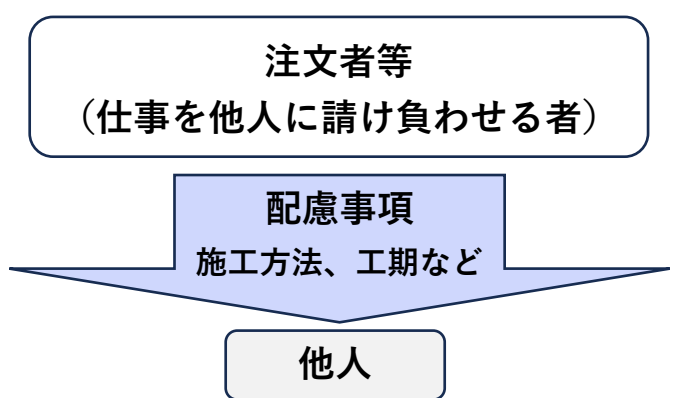
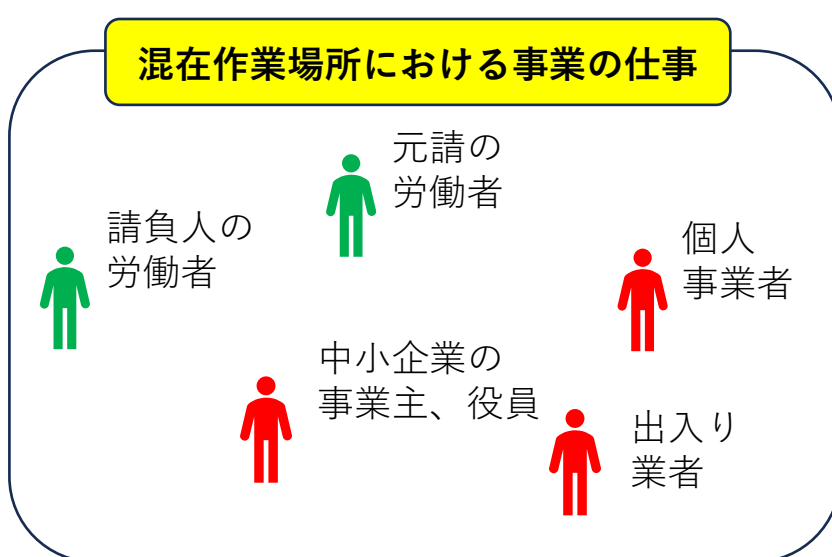


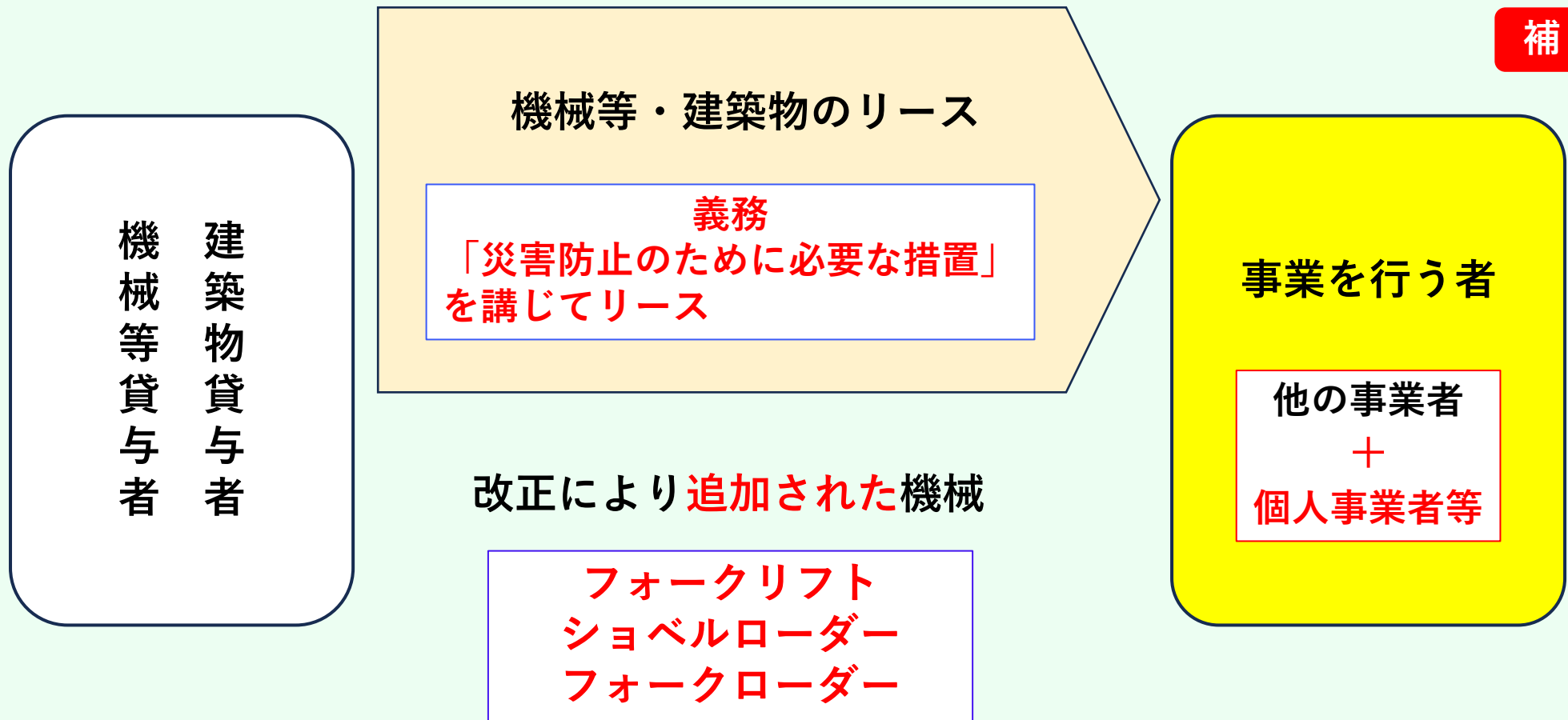
省令の改正：
[001682765.pdf](#)



改正安衛法の主なポイント

労働者と同じ場所で働く**個人事業者等**を 安衛法による「**保護対象**」及び「**義務主体**」として位置づけ、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき各種措置を定めた。

施行日	事 項	改正内容
R7 5.14	注文者等の配慮 	安衛法 3 条 3 項に規定されている注文時の施工方法や工期などに対する配慮規定が 建設工事以外の注文者にも広く適用されることを明確化
R8 4.1	混在作業場所における元方事業者等への措置義務の対象を拡大 	（特定）元方事業者が混在作業場所において、自社及び関係請負人等に雇用されている労働者の災害防止のために講ずべき必要な指導や連絡調整等の措置について、その対象を「当該労働者」から「個人事業者等を含む作業従事者」  に拡大 - 機械等や建築物（安衛令で指定）を「他の事業者」に貸与する者が災害防止のために講ずべき措置について、 「個人事業者等」に貸与する場合にも当該措置を講ずること 安衛令：労働安全衛生法施行令 補足

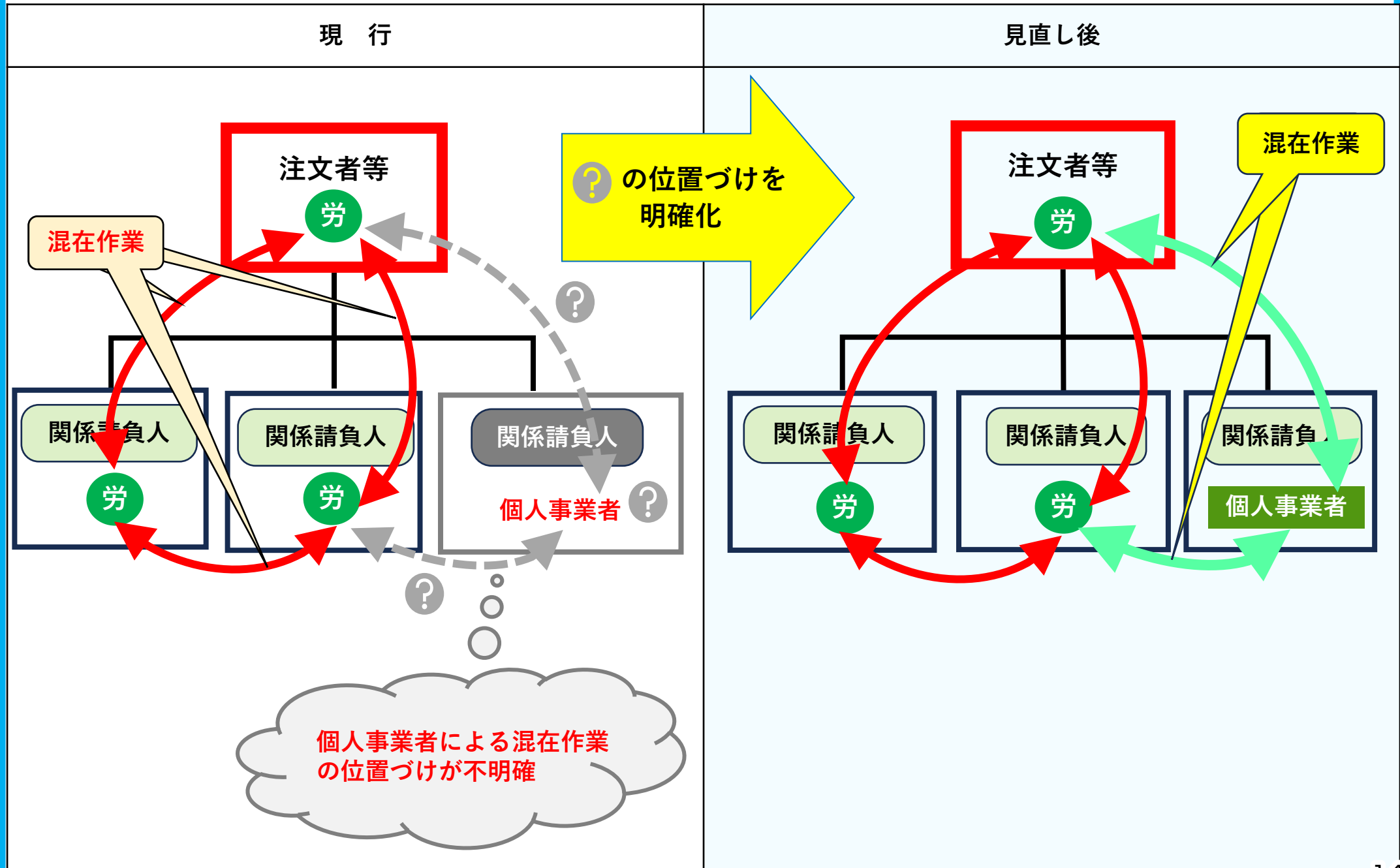


改正により、

- ① 「他の事業者」だけでなく、「個人事業者等」に貸与する場合にも、「災害防止のために必要な措置」を講じなければならない。
- ② 機械等の貸与については、対象機械が追加された。

注文者等が講じるべき措置（作業間の連絡調整）のイメージ

作業間の連絡調整：作業が混在作業場所によって行われることによって生ずる労働災害を防止するための措置



施行日	事項	改正内容
R9 1.1	業務上災害報告制度の創設	個人事業者等の業務上災害が発生した場合には、災害発生状況などについて、厚生労働省に報告させることができる

個人事業者等死傷病報告

補足Ⅰ

安衛則98条の2～98条の6

1 報告主体は

個人事業者に仕事を請け負わせた注文者
(特定注文者)

左の注文者がいない場合
災害発生場所を管理する事業者

被災者
個人事業者

2 罰則の適用は

報告書において、

「報告主体となる個人事業者等は自身が被災していることや、特定注文者や災害発生場所管理事業者にとっては、雇用関係や請負関係にない者の災害について報告するという特殊性を踏まえれば、罰則を適用することは適当ではないと考えられるため、「罰則なしの義務規定」とする。」とされています。

補足Ⅱ

R9 4.1	個人事業者等自身への義務付け	労働者と同じ場所において作業を行う場合に、 ①【使用禁止】構造規格や安全装置を具備しない機械などの使用の禁止、 ②【検査実施】特定の機械などに対する定期自主検査の実施、 ③【教育受講】危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講など
	作業場所管理事業者への連絡調整措置の義務付け	作業場所管理事業者（仕事を自ら行う事業者で、当該仕事を行う場所を管理するもの）に対して、その管理する場所において、自社または請負人の作業従事者のいずれかが、危険・有害な業務を行う場合に、災害防止の観点から、作業間の連絡調整等の必要な措置を講ずること

補足Ⅲ 4頁の図参照

個人事業者災害報告制度（罰則はありません）

補足 I

遅滞なく 個人事業者等死傷病報告

個人事業者と同一の場所で仕事を自ら行う特定注文者は、個人事業者である作業従事者が、労働者と同一の場所で当該仕事の作業を行う場合において、業務に起因する負傷又は疾病により死亡し、又は4日以上の休業した【下の□の死亡・休業は除く。】ことを把握したとき

【労働安全衛生規則98条の2第1項】

- 過重な負荷による脳血管疾患・心臓疾患による死亡
- 心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡
- これらによる休業

労基署

労働者死傷病報告にある
4日未満の休業災害の四半期に1回の報告はない

特定注文者

特定注文者が
ない場合は

災害発生場所
管理事業者等

【労働安全衛生規則98条の2第2項】

① 【使用禁止】構造規格や安全装置を具備しない機械などの使用の禁止

事業規模の限定

常時300人以下

(金融業若しくは保険業、不動産業又は小売業を主たる事業とする事業主については50人以下 卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については100人以下)

安衛法 4 2 条 3 項

事業者（**厚生労働省令で定める数以下の労働者を使用する者**に限る。）又は個人事業者（これらの者が法人である場合には、その代表者又は役員）である作業従事者（以下「**作業従事役員等**」という。）は、自ら第一項の機械等を使用して、労働者と同一の場所において仕事の作業を行う場合には、当該機械等については、同項の**規格又は安全装置を具備しなければ、これを使用してはならない。**

作業従事役員等 登場

＝ 一定数以下の労働者を使用する事業者・個人事業者（法人の場合は代表者又は役員）である作業従事者

② 【検査実施】特定の機械などに対する定期自主検査の実施

- 1 フォークリフトなどの一定の機械は、**「特定自主検査基準」に基づく検査が義務付けられた。**

○動力プレス ○不整地運搬車 ○フォークリフト ○高所作業車
○車両系建設機械（基礎工事用） ○車両系建設機械（締固め用）
○車両系建設機械（整地・運搬・積込み用・掘削用及び解体用）
○車両系建設機械（コンクリート打設用）

- 2 特定自主検査基準に基づかない検査が認められた場合には、令和8年1月1日以降、法令違反となり、**業務停止等の処分対象**となります。

③ 【教育受講】危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講

安衛法第59条（安全衛生教育）

1 雇入れ時教育

事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

2 作業内容変更時教育

前項の規定は、労働者の作業内容を変更したときについて準用する。

3 危険有害業務に関する安全又は衛生のため特別教育

事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、**当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育**を行わなければならない。

4 危険有害業務に関する安全又は衛生のための特別教育を受けなければならない

作業従事役員等は、労働者と同一の場所において前項の業務に就くときは、同項に規定する教育を受けなければならない。

罰則あり

作業場所管理事業者
(安衛法30条の4)

作業場所管理事業者のイメージ

例えば、卸売業の事業者が、倉庫で作業する店員と、フォークリフトで商品の搬出をする運送業者が混在するというイメージです。



作業間の連絡調整等の必要な措置

- 随時
- 作業場所管理事業者と請負人との間
- 請負人相互間

【安衛則643条の11】



作業場所管理事業者
の労働者である
作業従事者



労働者以外の
作業場所管理事業者に係る
作業従事者



請負人 (A、B、C...)
に係る作業従事者



上記の作業従事者のいずれかが、①～⑥に係る危険・有害な業務を行う場合

- ① 就業制限業務
- ② 特別教育が必要な業務
- ③ 作業主任者を選任すべき業務
- ④ 作業指揮者が必要な作業
- ⑤ 貨物自動車を用いた荷の搬入・搬出の業務
- ⑥ 定期に実施する検査・補修等の業務

【安衛則643条の10】



1 労基署への申告制度

補足

(1) 申告できる者

改正前 労働者

改正後 作業従事者

申告

安衛法令に違反する事実があるとき
是正措置を求めることができる

労基署

(2) 不利益取扱いの禁止 (②が追加された)

① 事業者・・・解雇などの不利益取扱いをしてはならない。

② 注文者等（作業従事者に係る事業を行う者の契約の相手方）

・・・事業を行う者に対し、取引の停止その他の不利益な取扱いをしてはならない。

2 改正安衛法により

何が改正され、新設されたのかだけでなく、違反した場合はどのようなことに繋がるのか



(1) 法違反が認められれば

労基署は 是正勧告 ➡ 是正報告 ➡ 是正確認 ➡ 終了

(2) 重大・悪質な事案の場合は 送検

(安衛法12章は罰則規定)

－個人事業者等の安全衛生確保支援事業－

- ✓ 安衛法は職場における「労働者」の安全と健康を確保することを目的としており、これまで、同法の保護対象は事業者に雇用されている「労働者」と位置付け運用されてきた。

しかし、建設アスベスト訴訟最高裁判決（令和3年5月）において、同法22条（健康障害防止措置）は、「労働者」だけでなく、「同じ場所で働く労働者でない者」も保護する趣旨との判断がなされ、これを踏まえ、同条に基づく省令が改正され、令和5年4月に施行された。
- ✓ 安衛法22条以外の規定について、「個人事業者等による安全衛生対策のあり方に関する検討会」において検討がなされ、令和5年10月、報告書が取りまとめられた。

検討事項は、①労働者以外の者に対する保護措置をどうするべきか、②注文者による保護措置のあり方、③個人事業者自身による事業者としての保護措置のあり方、④個人事業者等に関する業務上の災害の実態把握、実態を踏まえた災害防止のために有効と考えられる安全衛生のあり方など。
- ✓ その後、危険箇所等での作業に関する安衛法20条等に基づく省令が改正され令和7年4月に施行されたほか、「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」が、令和6年5月に策定された。
- ✓ そして、既存の労働災害防止対策に個人事業者等をも取り込み、「労働者」だけでなく、個人事業者等による災害の防止を図るため、**個人事業者等が労働者と同じ場所で就業する場合に**個人事業者等自身が講ずべき措置や、当該場合に注文者等が講ずべき措置などについて、法改正を含めた所要の措置を講ずることが適当であるとの労働政策審議会の建議（今後の労働安全衛生対策について）が、令和7年1月に出された。
- ✓ 改正安衛法は、令和7年5月14日に公布され、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進等の措置が講じられることとなった。
- ✓ 以上の内容について本日概観した。

- 1 建設アスベスト訴訟最高裁判決 **23**
- 2 個人事業者等による業務上災害の発生状況、就業環境や健康管理などの安全衛生上の課題、仕事を注文する者による対策等に関する現状と課題についての共通認識 **24**
- 3 改正安衛法の条項 と 施行通達 **26**
- 4 改正安衛法の内容 **28**
- 5 基本的な用語 **53**

1 建設アスベスト訴訟最高裁判決

争 点

安衛法（**22条**、**57条**）に基づく保護対象に、
『労働者』と同一現場、同一の作業環境下で同一の建築作業に従事する『一人親方等』は、含まれるか。

安衛法 1 条 この法律は、労働基準法（昭和22年法律第49号）と相まつて、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

22条 事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害
- 二 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による健康障害
- 三 計器監視、精密工作等の作業による健康障害
- 四 廃棄、廃液又は残さい物による健康障害

57条 爆発性の物、発火性の物、引火性の物その他の労働者に危険を生ずるおそれのある物若しくはベンゼン、ベンゼンを含有する製剤その他の労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で政令で定めるもの又は前条第一項の物【注：労働者に重度の健康障害を生ずるおそれのある物に係る製造の許可】を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する者は、厚生労働省令で定めるところにより、その容器又は包装に次に掲げるものを表示しなければならない。（ただし書 略）

- 一 次に掲げる事項
 - イ 名称
 - ロ 人体に及ぼす作用
 - ハ 貯蔵又は取扱い上の注意
 - ニ イからハまでに掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項
- 二 当該物を取り扱う労働者に注意を喚起するための標章で厚生労働大臣が定めるもの

判 決

22条、**57条**の保護対象は労働者に限定されない。

- 安衛法は、その**1条**において、職場における労働者の安全と健康を確保することを目的として規定しており、安衛法の主たる目的が労働者の保護にあることは明らかであるが、**同条は、快適な職場環境の形成を促進することを目的に掲げている**ものであるから、労働者に該当しない者が、労働者と同じ場所で働き、健康障害を生ずるおそれのあるものを扱う場合に、57条が労働者に該当しない者を当然に保護の対象外としているとは解し難い。

- **57条**は、これを取り扱う者に**健康障害を生ずるおそれがあるという『物の危険性』に着目した規制**であり、その物を取り扱うことにより危険にさらされる者が労働者に限られないこと等を考慮すると、所定事項の表示を義務付けることにより、その物を取り扱う者であって労働者に該当しない者も保護する趣旨のものと解するのが相当。

- 本件揭示義務規定（注：特化則38条の3（安衛法**22条**に基づく規定））は、特別管理物質を取り扱う**作業場という『場所の危険性』に着目した規制**であり、その場所において危険にさらされる者が労働者に限られないこと等を考慮すると、特別管理物質を取り扱う作業場における揭示を義務付けることにより、その場所で作業する者であって労働者に該当しない者も保護する趣旨のものと解するのが相当。

- 労働大臣が上記の（安衛法**22条**等に基づく）規制権限を行使しなかったことは、安衛法2条2号（※1）において定義された労働者に該当しない者との関係においても、安衛法の趣旨、目的や、その権限の性質等に照らし、著しく合理性を欠くものであって、国家賠償法1条1項（※2）の適用上違法。

※1 2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
二 労働者 労働基準法第九条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）をいう。

※2 1条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

2 個人事業者等による業務上災害の発生状況、就業環境や健康管理などの安全衛生上の課題、仕事を注文する者による対策等に関する現状と課題についての共通認識

	検討会報告書で示された共通認識（報告書5～7頁）	示された共通認識に係るチェック	当該現場における現状等
1	個人事業者等による業務上災害の状況について、労災保険の特別加入者の災害状況についてみると、特別加入制度の対象が特定の規模、事業、作業に限定されているなど、災害発生率等を労働者と一概に比較することができないものの、特定の事業等において災害発生率は労働災害の場合と比較して高くなっている場合がある。	個人事業者等による業務上災害を把握されているか、把握されている場合は状況（方法等）はどうか	
2	また、脳・心臓疾患、精神障害についても毎年発生しており、過去11年間について見ると、脳・心臓疾患については年間10件前後、精神障害については年間3件前後となっている。 さらに、建設業で働く一人親方等の死亡災害（都道府県労働局・労働基準監督署が把握したもの）については、年間80～100件程度発生しており、その災害内容についてみると、労働者の死亡災害に見られるのと同様の作業中に発生しているものや、類似した原因によるものも少なくない。個人事業者等の業務上災害については、上記のとおり一部については把握出来ているものの、網羅的に把握する仕組みがなく、対策の企画・立案に当たっては、災害把握のための仕組みの構築が必要不可欠な状況となっている。	脳・心臓疾患、精神障害の発生状況はどうか	
3	個人事業者等の就業場所についてみると、約29％が主に「自宅・自オフィス以外の場所」となっており、企業や自治体等の事務所のほか、建設現場や運輸・配送の現場など、他の労働者との混在作業が行われる可能性のある場所で就業している状況となっている。	個人事業者等の就業場所（混在作業場所）の具体的状況はどうか	
4	個人事業者等が行う作業についてみると、重量物取扱作業や粉じん作業、有機溶剤取扱作業、化学物質取扱作業など、様々な危険・有害作業に従事しているが、一方で、有害物質についての教育または説明を受けた割合は約28％程度となっており、特殊健康診断の受診率も極めて低調な状況となっている。	個人事業者等が行う作業に、危険・有害作業はあるか	
5		取り扱っている有害物質はあるか、ある場合、当該有害物質に係る教育・説明は行っているか	
6		当該有害物質に係る健康診断の状況はどうか	

	検討会報告書で示された共通認識（報告書5～7頁）	示された共通認識に係るチェック	当該現場における現状等
7	個人事業者等の健康管理状況についてみると、市町村で実施している健康診査等も含めた健康診断を受けていない者の割合が約 35%に上るほか、調査対象業種全体で見ると、週の就業時間が60時間を超える割合は労働者と比較して高い傾向にあり、業務に関連したストレスや悩みがある者が約43%となっている。それにもかかわらず、医師による面接指導を受けたことがない者の割合（約97%）やストレスチェックを受けたことがない者の割合（約85%）は極めて高くなっている。	個人事業者等の健康管理状況はどうか（事業者、個人事業者双方） 健康管理状況：健康診断、就業時間、ストレス・悩み、面接指導、ストレスチェックなど	
8	個人事業者等が仕事を請け負った発注者からの指示の状況についてみると、現場での作業内容や作業条件等が明示されないまま発注され、現場に行ってから具体的な作業指示がなされる場合や、契約や予定にない作業が依頼される場合があるといった状況にある。	個人事業者等が仕事を請け負った発注者からの指示の状況はどうか （現場での作業内容や作業条件等が明示されないまま発注され、現場に行ってから具体的な作業指示がなされる場合や、契約や予定にない作業が依頼される場合があるといった状況の有無など）	
9	また、個人事業者等の中には、形式上は請負契約に基づいて就業しているが注文者から様々な指示や制約を受けながら就業するいわゆる「偽装フリーランス」と呼ばれる者も少なからず存在するのではないかと指摘が参集者からあった。	個人事業者等の中に、注文者から様々な指示や制約を受けながら就業しているという状況はあるか	
10	更に、重層下請で作業が行われる現場においては、元方事業者が関係請負人の労働者や個人事業者等に対して安全衛生確保の観点から行う指導・指示が「指揮命令」に該当するのではないかと懸念から、必要な指導・指示を躊躇しているといった状況がある。	重層下請で作業が行われる現場において、元方事業者が個人事業者等に対して安全衛生確保の観点から行う指導・指示が「指揮命令」に該当するのではないかと懸念から、必要な指導・指示を躊躇しているといった状況があるか	
11	フードデリバリーの配達員やイーコマースの商品配送員に代表されるように、必ずしも請負関係にないプラットフォームを介して業務を行う就業形態が増えているが、プラットフォームには様々な形態があり、個人事業者等が行う業務への関与の度合いも異なることから、誰が、どのような役割分担の下、作業者の安全衛生を確保すべきかが明確となっていない状況にある。	プラットフォームを介して業務を行う個人事業者等の業務について、誰が、どのような役割分担の下、作業者の安全衛生を確保しているか	

3 改正安衛法の条項 と 施行通達 （「個人事業者等に対する安全衛生対策」関係）

表について

- ① 施行通達（令和 7 年 5 月 14 日付け基発0514第 1 号「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律について」）において、例えば、「（安衛法第31条の 3 第 1 項関係）」と記載されている条項を「31条の 3 ①」と略記した上で、施行日順に改正安衛法の条項を整理し、表を作成しています。
- ② また、表中の右欄「施行通達の該当頁」は、当該条項に関し、施行通達で説明されているページなどを掲載しています。

施行日	改正安衛法の条項	各条の見出し	施行通達の該当頁
R7.5.14	3 条 ③	事業者等の責務	1・2 頁 【(2)】、11・12 頁 【第 2】
R8.4.1	31条の 3 ①	注文者の講ずべき措置	1 頁 【(1)】、3 頁 【(11)】
	9条	勧告等	2 頁 【(3)】
	15 ①・③	統括安全衛生責任者	2 頁 【(4)】
	15条の 3 30条 ①、②、④ 30条の 2 ①・④	店社安全衛生管理者 特定元方事業者等の講ずべき措置 同上	2 頁 【(5)】
	25条の 2 ① 30条の 3 ①・④	事業者の講ずべき措置等 特定元方事業者等の講ずべき措置	2 頁 【(6)】
	29条	元方事業者の講ずべき措置等	2 頁 【(7)】
	29条の 2	同上	2・3 頁 【(8)】
	31条 ①	注文者の講ずべき措置	3 頁 【(10)】
	31条の 4	違法な指示の禁止	3 頁 【(12)】
	32条 ⑦・⑧	請負人の講ずべき措置等	4 頁 【(14)】

施行日	改正安衛法の条項 (赤字は新設条項)	各条の見出し (赤字は新設)	施行通達の該当頁
R8.4.1	33条 ①	機械等貸与者等の講ずべき措置等	4 頁 【(15)】
	34条	建築物貸与者の講ずべき措置	4 頁 【(16)】
	4条	事業者等の責務	4 頁 【(1)】
	26条 27条 ①	事業者の講ずべき措置等 同上	4 頁 【(2)】
	97条 ①・③	申告	5 頁 【(1)】
R9.1.1	100条の 2	災害状況の調査	5 頁 【(2)】
R9.4.1	30条の 4	作業場所管理事業者の講ずべき措置	3 頁 【(9)】
	32条 ④、⑦、⑧	請負人の講ずべき措置等	3・4 頁 【(13)】
	36条	厚生労働省令への委任	4 頁 【(17)】
	42条 ②・③	譲渡等の制限等	4・5 頁 【(3)】
	法案2条による改正後の45条 ②・③	定期自主検査	5 頁 【(4)】
	59条 ④ 60条の 2 ②	安全衛生教育 同上	5 頁 【(5)】

4 改正安衛法の内容

(1) 個人事業者の定義と注文者等が講ずべき措置

資料について

次頁以降の資料は、原則、下記の構成としています。
なお、下記の外、参考情報を記載している場合もあります。

改正・新設を記載

罰則の有無を記載

〇条〇項を改正・新設

罰則なし

令和7年5月14日付け基発0514第1号「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律」に記載されている改正条項に係る記載内容に基づき記載

※ 新設の場合は、新設条文のみを記載

旧	新
改正前の条文 を記載	改正後の条文 を記載

1

R7.5.14

公布日施行

注文者等
(仕事を他人に請け負わせる者)

配慮事項
施工方法、工期など

他人

3条3項を改正

罰則なし

1 注文者について、建設工事に限らない旨を明確化

無理な納期設定、作業方法の指定、経費の算定等により労働災害が起こる可能性は、
建設工事に限られないため、**建設工事以外の注文者にも3条3項は広く適用される趣旨を明確にした**

2 配慮事項例の追加

安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件の例示として、「作業方法」、「納期」を追加した

参考：「労働安全衛生法および同法施行令の施行について」（昭和47年9月18日付け基発602号通達）で示されている解釈

- ① 第3条第3項の「建設工事の注文者等」には、建設工事以外の注文者も含まれること。
- ② 第3条第3項の「工期等」には、工程、請負金の費目等が含まれるものであること。

旧	新
(事業者等の責務) 第3条 3 建設工事の注文者等仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。	(事業者等の責務) 第3条 3 建設工事の注文者その他の仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、作業方法、工期、納期等について、安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

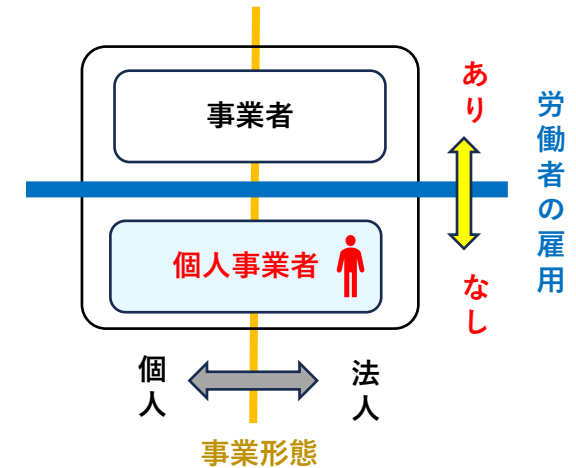
2

R8.4.1

施行

31条の3第1項を改正

罰則なし



- 1 事業を行う者で労働者を使用しないものを、個人事業者として安衛法に位置付けた。
- 2 建設業に属する事業の仕事を行う二以上の事業者又は個人事業者に係る作業従事者（労働者及び労働者同一の場所において仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者に限る。）が一の場所において機械に係る作業を行う場合において、当該作業に係る仕事を自ら行う発注者又は当該仕事の全部を請け負った者で、当該場所において当該仕事の一部を請け負わせているものは、当該場所において当該作業に従事する全ての労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならないこととした。

旧

新

（注文者の講ずべき措置）

第31条の3 建設業に属する事業の仕事を行う二以上の事業者の労働者が一の場所において機械で厚生労働省令で定めるものに係る作業（以下この条において「特定作業」という。）を行う場合において、特定作業に係る仕事を自ら行う発注者又は当該仕事の全部を請け負った者で、当該場所において当該仕事の一部を請け負わせているものは、厚生労働省令で定めるところにより、当該場所において特定作業に従事するすべての労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

（注文者の講ずべき措置）

第31条の3 建設業に属する事業の仕事を行う二以上の事業者又は個人事業者（事業を行う者で、労働者を使用しないものをいう。以下同じ。）に係る作業従事者（労働者及び労働者同一の場所において仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者に限る。）が一の場所において機械で厚生労働省令で定めるものに係る作業【注：安衛則662条の5】（以下この条において「特定作業」という。）を行う場合において、特定作業に係る仕事を自ら行う発注者又は当該仕事の全部を請け負った者で、当該場所において当該仕事の一部を請け負わせているものは、厚生労働省令で定めるところにより、当該場所において特定作業に従事する全ての労働者の労働災害を防止するため必要な措置【注：安衛則662条の6以下】を講じなければならない。

9条を改正

罰則なし

厚生労働大臣は、労働災害防止計画の的確かつ円滑な実施のため必要があると認めるときは、事業を行う者、その団体その他の関係者に対し、労働災害の防止に関する事項について必要な勧告又は要請をすることができることとした。

旧	新
(勧告等) 第9条 厚生労働大臣は、労働災害防止計画の的確かつ円滑な実施のため必要があると認めるときは、 事業者、事業者の 団体その他の関係者に対し、労働災害の防止に関する事項について必要な勧告又は要請をすることができる。	(勧告等) 第9条 厚生労働大臣は、労働災害防止計画の的確かつ円滑な実施のため必要があると認めるときは、 事業を行う者、その 団体その他の関係者に対し、労働災害の防止に関する事項について必要な勧告又は要請をすることができる。

15条 1・3項を改正

罰則あり

特定元方事業者等が統括安全衛生責任者を選任しなければならない場合を、その労働者及び関係請負人の労働者が一の場所において作業を行うときとしていたのを改め、その労働者である作業従事者（事業を行う者が行う仕事の作業に従事する者をいう。）（当該労働者である作業従事者のほか、労働者以外の当該特定元方事業者に係る作業従事者がある場合には、当該者を含む。）及び関係請負人に係る作業従事者が一の場所において作業を行うときとした。

参考

特定元方事業者 = 建設業・造船業を行う事業者

統括安全衛生責任者 = 特定元方事業者は、その労働者と関係請負人の労働者が同一の場所で作業することによって生ずる労働災害を防止するために統括安全衛生責任者を選任し、当該場所における安全衛生を統括管理させなければならない。**今回の改正で**、下線部は、「その労働者である作業従事者（事業を行う者が行う仕事の作業に従事する者をいう。以下同じ。）（当該労働者である作業従事者のほか、労働者以外の当該特定元方事業者に係る作業従事者がある場合には、当該者を含む。）及び関係請負人に係る作業従事者」になった。

旧	新
(統括安全衛生責任者) 第15条 事業者で、一の場所において行う事業の仕事の一部を請負人に請け負わせているもの（当該事業の仕事の一部を請け負わせる契約が二以上あるため、その者が二以上あることとなるときは、当該請負契約のうちの最も先次の請負契約における注文者とする。以下「元方事業者」という。）のうち、建設業その他政令で定める業種に属する事業（以下「特定事業」という。）を行う者（以下「特定元方事業者」という。）は、その労働者及びその請負人（元方事業者の当該事業の仕事が数次の請負契約によつて行われるときは、当該請負人の請負契約の後次のすべての請負契約の当事者である請負人を含む。以下「関係請負人」という。）の労働者が当該場所において作業を行うときは、これらの労働者の作業が同一の場所において行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、統括安全衛生責任者を選任し、その者に元方安全衛生管理者の指揮をさせるとともに、第30条第1項各号の事項を統括管理させなければならない。ただし、これらの労働者の数が政令で定める数未満であるときは、この限りでない。 3 第30条第4項の場合において、同項のすべての労働者の数が政令で定める数以上であるときは、当該指名された事業者は、これらの労働者に関し、これらの労働者の作業が同一の場所において行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、統括安全衛生責任者を選任し、その者に元方安全衛生管理者の指揮をさせるとともに、同条第1項各号の事項を統括管理させなければならない。この場合においては、当該指名された事業者及び当該指名された事業者以外の事業者については、第1項の規定は、適用しない。	(統括安全衛生責任者) 第15条 事業者で、一の場所において行う事業の仕事の一部を請負人に請け負わせているもの（当該事業の仕事の一部を請け負わせる契約が二以上あるため、その者が二以上あることとなるときは、当該請負契約のうちの最も先次の請負契約における注文者とする。以下「元方事業者」という。）のうち、建設業その他政令で定める業種に属する事業（以下「特定事業」という。）を行う者（以下「特定元方事業者」という。）は、当該一の場所において、その労働者である作業従事者（事業を行う者が行う仕事の作業に従事する者をいう。以下同じ。）（当該労働者である作業従事者のほか、労働者以外の当該特定元方事業者に係る作業従事者がある場合には、当該者を含む。）及びその請負人（元方事業者の当該事業の仕事が数次の請負契約によつて行われるときは、当該請負人の請負契約の後次の全ての請負契約の当事者である請負人を含む。以下「関係請負人」という。）に係る作業従事者が作業を行うときは、これらの作業従事者の作業が同一の場所において行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、統括安全衛生責任者を選任し、その者に元方安全衛生管理者の指揮をさせるとともに、第30条第1項各号の事項を統括管理させなければならない。ただし、これらの作業従事者の数が政令で定める数未満であるときは、この限りでない。 3 第30条第4項の場合において、同項の全ての作業従事者の数が政令で定める数以上であるときは、当該指名された事業者は、これらの作業従事者に関し、これらの作業従事者の作業が同一の場所において行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、統括安全衛生責任者を選任し、その者に元方安全衛生管理者の指揮をさせるとともに、同条第1項各号の事項を統括管理させなければならない。この場合においては、当該指名された事業者及び当該指名された事業者以外の事業者については、第1項の規定は、適用しない。

参考 第30条第1項各号（1号～6号）の事項

- 一 協議組織の設置及び運営を行うこと。 二 作業間の連絡及び調整を行うこと。 三 作業場所を巡視すること。 四 関係請負人が行う労働者の安全又は衛生のための教育に対する指導及び援助を行うこと。
- 五 仕事を行う場所が仕事ごとに異なることを常態とする業種で、厚生労働省令で定めるものに属する事業を行う特定元方事業者にあつては、仕事の工程に関する計画及び作業場所における機械、設備等の配置に関する計画を作成するとともに、当該機械、設備等を使用する作業に関し関係請負人がこの法律又はこれに基づく命令の規定に基づき講ずべき措置についての指導を行うこと。
- 六 前各号に掲げるもののほか、当該労働災害を防止するため必要な事項

参考 政令で定める数

- 一 ずい道等の建設の仕事、橋梁の建設の仕事（作業場所が狭いこと等により安全な作業の遂行が損なわれるおそれのある場所として厚生労働省令で定める場所において行われるものに限る。）又は圧気工法による作業を行う仕事 常時30人 二 前号に掲げる仕事以外の仕事 常時50人

15条の3、30条1・2・4項、30条の2第1・4項を改正

建設業に属する事業の元方事業者等が店社安全衛生管理者を選任しなければならない**場合（15条の3）**、特定元方事業者等が作業間の連絡及び調整等の措置を講じなければならない**場合（30条1・2・4項）**並びに製造業等の業種に属する事業の元方事業者等が作業間の連絡及び調整等の措置を講じなければならない**場合（30条の2第1・4項）**について、**15条1・3項を改正**と同様の改正を行う。

旧	新
(店社安全衛生管理者) 第15条の3 建設業に属する事業の元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者が一の場所（これらの労働者の数が厚生労働省令で定める数未満である場所及び第15条1項又は第3項の規定により統括安全衛生責任者を選任しなければならない場所を除く。）において作業を行うときは、当該場所において行われる仕事に係る請負契約を締結している事業場ごとに、これらの労働者の作業が同一の場所で行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、店社安全衛生管理者を選任し、その者に、当該事業場で締結している当該請負契約に係る仕事を行う場所における第30条第1項各号の事項を担当する者に対する指導その他厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。 2 第30条第4項の場合において、同項のすべての労働者の数が厚生労働省令で定める数以上であるとき（第15条第1項又は第3項の規定により統括安全衛生責任者を選任しなければならないときを除く。）は、当該指名された事業者で建設業に属する事業の仕事を行うものは、当該場所において行われる仕事に係る請負契約を締結している事業場ごとに、これらの労働者に関し、これらの労働者の作業が同一の場所で行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、店社安全衛生管理者を選任し、その者に、当該事業場で締結している当該請負契約に係る仕事を行う場所における第30条第1項各号の事項を担当する者に対する指導その他厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。この場合においては、当該指名された事業者及び当該指名された事業者以外の事業者については、前項の規定は適用しない。	罰則なし (店社安全衛生管理者) 第15条の3 建設業に属する事業の元方事業者は、その労働者である作業従事者（当該労働者である作業従事者のほか、労働者以外の当該元方事業者に係る作業従事者がある場合には、当該者を含む。）及び関係請負人に係る作業従事者が一の場所（これらの作業従事者の数が厚生労働省令で定める数未満である場所及び第15条1項又は第3項の規定により統括安全衛生責任者を選任しなければならない場所を除く。）において作業を行うときは、当該場所において行われる仕事に係る請負契約を締結している事業場ごとに、これらの作業従事者の作業が同一の場所で行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、店社安全衛生管理者を選任し、その者に、当該事業場で締結している当該請負契約に係る仕事を行う場所における第30条第1項各号の事項を担当する者に対する指導その他厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。 2 第30条第4項の場合において、同項の全ての作業従事者の数が厚生労働省令で定める数以上であるとき（第15条第1項又は第3項の規定により統括安全衛生責任者を選任しなければならないときを除く。）は、当該指名された事業者で設業に属する事業の仕事を行うものは、当該場所において行われる仕事に係る請負契約を締結している事業場ごとに、これらの作業従事者に関し、これらの作業従事者の作業が同一の場所で行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、店社安全衛生管理者を選任し、その者に、当該事業場で締結している当該請負契約に係る仕事を行う場所における第30条第1項各号の事項を担当する者に対する指導その他厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。この場合においては、当該指名された事業者及び当該指名された事業者以外の事業者については、前項の規定は適用しない。

旧

(特定元方事業者等の講ずべき措置)

第30条 特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、次の事項に関する必要な措置を講じなければならない。

一～六 (略)

2 特定事業の仕事の発注者（注文者のうち、その仕事を他の者から請け負わないで注文している者をいう。以下同じ。）で、特定元方事業者以外のものは、一の場所において行なわれる特定事業の仕事を二以上の請負人に請け負わせている場合において、当該場所において当該仕事に係る二以上の請負人の労働者が作業を行なうときは、厚生労働省令で定めるところにより、請負人で当該仕事を自ら行なう事業者であるもののうちから、前項に規定する措置を講ずべき者として一人を指名しなければならない。一の場所において行なわれる特定事業の仕事の全部を請け負った者で、特定元方事業者以外のもののうち、当該仕事を二以上の請負人に請け負わせている者についても、同様とする。

3 (略)

4 第2項又は前項の規定による指名がされたときは、当該指名された事業者は、当該場所において当該仕事の作業に従事するすべての労働者に関し、第1項に規定する措置を講じなければならない。この場合においては、当該指名された事業者及び当該指名された事業者以外の事業者については、第1項の規定は、適用しない。

新

(特定元方事業者等の講ずべき措置)

第30条 特定元方事業者は、その労働者である作業従事者（当該労働者である作業従事者のほか、労働者以外の当該特定元方事業者に係る作業従事者がある場合には、当該者を含む。）及び関係請負人に係る作業従事者の作業が同一の場所において行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、次の事項に関する必要な措置を講じなければならない。

一～六 (略)

2 特定事業の仕事の発注者（注文者のうち、その仕事を他の者から請け負わないで注文している者をいう。以下同じ。）で、特定元方事業者以外のものは、一の場所において行われる特定事業の仕事を二以上の請負人に請け負わせている場合において、当該場所において当該仕事に係る二以上の請負人に係る作業従事者（労働者及び労働者同一の場所において作業に従事する労働者以外の作業従事者に限る。）が作業を行うときは、厚生労働省令で定めるところにより、請負人で当該仕事を自ら行う事業者であるもののうちから、前項に規定する措置を講ずべき者として一人を指名しなければならない。一の場所において行われる特定事業の仕事の全部を請け負った者で、特定元方事業者以外のもののうち、当該仕事を二以上の請負人に請け負わせている者についても、同様とする。

3 (略)

4 第2項又は前項の規定による指名がされたときは、当該指名された事業者は、当該場所において当該仕事の作業に従事する全ての作業従事者に関し、第1項に規定する措置を講じなければならない。この場合においては、当該指名された事業者及び当該指名された事業者以外の事業者については、同項の規定は、適用しない。

旧	新
第30条の2 製造業その他^{政令で定める業種}に属する事業（特定事業を除く。）の元方事業者は、その労働者及び関係請負人の^{労働者の}作業が同一の場所において行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、作業間の連絡及び調整を行うことに関する措置その他必要な措置を講じなければならない。 2・3 （略） 4 第2項において準用する前条第2項又は前項の規定による指名がされたときは、当該指名された事業者は、当該場所において当該仕事の作業に従事する^{すべての労働者}に関し、第1項に規定する措置を講じなければならない。この場合においては、当該指名された事業者及び当該指名された事業者以外の事業者については、同項の規定は、適用しない。	第30条の2 製造業その他^{政令で定める業種}に属する事業（特定事業を除く。）の元方事業者は、その労働者^{である作業従事者}（当該労働者である^{作業従事者のほか、労働者以外の当該元方事業者に係る作業従事者がある場合には、当該者を含む。}）及び関係請負人に^{係る作業従事者}作業が同一の場所において行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、作業間の連絡及び調整を行うことに関する措置その他必要な措置を講じなければならない。 2・3 （略） 4 第2項において準用する前条第2項又は前項の規定による指名がされたときは、当該指名された事業者は、当該場所において当該仕事の作業に従事する^{全ての作業従事者}に関し、第1項に規定する措置を講じなければならない。この場合においては、当該指名された事業者及び当該指名された事業者以外の事業者については、同項の規定は、適用しない。

参考 政令で定める業種・・・定められていない

建設業その他政令で定める業種に属する事業の仕事で、政令で定めるものを行う事業者は、爆発、火災等が生じたことに伴い作業従事者の救護に関する措置がとられる場合における労働災害の発生を防止するため、救護に関し必要な措置を講じなければならないこととし、当該仕事为数次の請負契約によって行われる場合においては、元方事業者又は指名された事業者は、当該場所において当該仕事の作業に従事する全ての作業従事者に関し、当該措置を講じなければならない。

旧	新
第25条の2 建設業その他政令で定める業種に属する事業の仕事で、政令で定めるものを行う事業者は、爆発、火災等が生じたことに伴い労働者の救護に関する措置がとられる場合における労働災害の発生を防止するため、次の措置を講じなければならない。 - 一 労働者の救護に関し必要な機械等の備付け及び管理を行うこと。 - 二 労働者の救護に関し必要な事項についての訓練を行うこと。 - 三 前二号に掲げるもののほか、爆発、火災等に備えて、労働者の救護に関し必要な事項を行うこと。 第30条の3 第25条の2第1項に規定する仕事为数次の請負契約によつて行われる場合（第4項の場合を除く。）においては、元方事業者は、当該場所において当該仕事の作業に従事するすべての労働者に関し、同条第1項各号の措置を講じなければならない。この場合においては、当該元方事業者及び当該元方事業者以外の事業者については、同項の規定は、適用しない。 2・3 （略） 4 第2項において準用する第30条第2項又は前項の規定による指名がされたときは、当該指名された事業者は、当該場所において当該仕事の作業に従事するすべての労働者に関し、第25条の2第1項各号の措置を講じなければならない。この場合においては、当該指名された事業者及び当該指名された事業者以外の事業者については、同項の規定は、適用しない。	第25条の2 建設業その他政令で定める業種に属する事業の仕事で、政令で定めるものを行う事業者は、爆発、火災等が生じたことに伴い作業従事者の救護に関する措置がとられる場合における労働災害の発生を防止するため、次の措置を講じなければならない。 - 一 作業従事者の救護に関し必要な機械等の備付け及び管理を行うこと。 - 二 作業従事者の救護に関し必要な事項についての訓練を行うこと。 - 三 前二号に掲げるもののほか、爆発、火災等に備えて、作業従事者の救護に関し必要な事項を行うこと。 第30条の3 第25条の2第1項に規定する仕事为数次の請負契約によつて行われる場合（第4項の場合を除く。）においては、元方事業者は、当該場所において当該仕事の作業に従事する全ての作業従事者に関し、同条第1項各号の措置を講じなければならない。この場合においては、当該元方事業者及び当該元方事業者以外の事業者については、同項の規定は、適用しない。 2・3 （略） 4 第2項において準用する第30条第2項又は前項の規定による指名がされたときは、当該指名された事業者は、当該場所において当該仕事の作業に従事する全ての作業従事者に関し、第25条の2第1項各号の措置を講じなければならない。この場合においては、当該指名された事業者及び当該指名された事業者以外の事業者については、同項の規定は、適用しない。

参考 政令で定める業種・・・定められていない

参考 政令で定めるもの

- 一 ずい道等の建設の仕事で、出入口からの距離が1,000m以上の場所において作業を行うこととなるもの及び深さが50m以上となるたて坑（通路として用いられるものに限る。）の掘削を伴うもの
- 二 圧気工法による作業を行う仕事で、ゲージ圧力0.1MPa以上で行うこととなるもの

29条を改正

罰則なし

元方事業者は、関係請負人及び関係請負人に係る作業従事者が、仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反しないよう必要な指導を行い、当該者がこれらの規定に違反していると認めるときは、是正のため必要な指示を行わなければならないこととし、当該者は当該指示に従わなければならない。

旧	新
(元方事業者の講ずべき措置等) 第29条 元方事業者は、関係請負人及び関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反しないよう必要な指導を行わなければならない。 2 元方事業者は、関係請負人又は関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反していると認めるときは、是正のため必要な指示を行わなければならない。 3 前項の指示を受けた関係請負人又はその労働者は、当該指示に従わなければならない。	(元方事業者の講ずべき措置等) 第29条 元方事業者は、関係請負人及び関係請負人に係る作業従事者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反しないよう必要な指導を行わなければならない。 2 元方事業者は、関係請負人又は関係請負人に係る作業従事者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反していると認めるときは、是正のため必要な指示を行わなければならない。 3 前項の指示を受けた関係請負人又は関係請負人に係る作業従事者は、当該指示に従わなければならない。

29条の2を改正

罰則なし

建設業に属する事業の元方事業者は、土砂等が崩壊するおそれのある場所等において関係請負人に係る作業従事者が当該事業の仕事の作業を行うときは、当該関係請負人が講ずべき当該場所に係る危険を防止するための措置が適正に講ぜられるように、技術上の指導その他の必要な措置を講じなければならない。

旧	新
第29条の2 建設業に属する事業の元方事業者は、土砂等が崩壊するおそれのある場所、機械等が転倒するおそれのある場所その他の厚生労働省令で定める場所において関係請負人の労働者が当該事業の仕事の作業を行うときは、当該関係請負人が講ずべき当該場所に係る危険を防止するための措置が適正に講ぜられるように、技術上の指導その他の必要な措置を講じなければならない。	第29条の2 建設業に属する事業の元方事業者は、土砂等が崩壊するおそれのある場所、機械等が転倒するおそれのある場所その他の厚生労働省令で定める場所において関係請負人に係る作業従事者が当該事業の仕事の作業を行うときは、当該関係請負人が講ずべき当該場所に係る危険を防止するための措置が適正に講ぜられるように、技術上の指導その他の必要な措置を講じなければならない。

31条 1 項を改正

罰則あり

特定事業の仕事を自ら行う注文者は、建設物等を当該仕事を行う場所においてその請負人に係る作業従事者（労働者及び労働者と同一の場所において仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者に限る。）に使用させるときは、当該建設物等について、労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

旧	新
（注文者の講ずべき措置） 第31条 特定事業の仕事を自ら行う注文者は、建設物、設備又は原材料（以下「建設物等」という。）を、当該仕事を行う場所においてその請負人（当該仕事为数次の請負契約によつて行われるときは、当該請負人の請負契約の後次のすべての請負契約の当事者である請負人を含む。第31条の4において同じ。）の労働者に使用させるときは、当該建設物等について、当該労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。	（注文者の講ずべき措置） 第31条 特定事業の仕事を自ら行う注文者は、建設物、設備又は原材料（以下「建設物等」という。）を、当該仕事を行う場所においてその請負人（当該仕事为数次の請負契約によつて行われるときは、当該請負人の請負契約の後次の全ての請負契約の当事者である請負人を含む。）に係る作業従事者（労働者及び労働者と同一の場所において仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者に限る。）に使用させるときは、当該建設物等について、労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

31条の4 を改正

罰則なし

注文者は、その請負人に対し、仕事に関し、その指示に従つて当該請負人に係る作業従事者が作業を行ったならば、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反することとなる指示をしてはならないこととした。

旧	新
（違法な指示の禁止） 第31条の4 注文者は、その請負人に対し、当該仕事に関し、その指示に従つて当該請負人の労働者を労働させたならば、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反することとなる指示をしてはならない。	（違法な指示の禁止） 第31条の4 注文者は、その請負人（仕事为数次の請負契約によつて行われるときは、当該請負人の請負契約の後次の全ての請負契約の当事者である請負人を含む。）に対し、当該仕事に関し、その指示に従つて当該請負人に係る作業従事者が作業を行ったならば、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反することとなる指示をしてはならない。

32条7・8項を改正

15条の3、30条1・2・4項、30条の2第1・4項を改正 33頁

25条の2第1項、30条の3第1・4項の改正 36頁

31条1項を改正 38頁

等の場合において、作業従事者は、講ぜられる措置に応じて必要な事項を守らなければならないこととし、これらの措置の実施を確保するためにされる指示に従わなければならない。

旧	新
(請負人の講ずべき措置等) 第32条 1～5 (略) 6 第30条第1項若しくは第4項、第30条の2第1項若しくは第4項、第30条の3第1項若しくは第4項、第31条第1項又は第31条の2の場合において、労働者は、これらの規定又は前各項の規定により講ぜられる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。 7 第1項から第5項までの請負人及び前項の労働者は、第30条第1項の特定元方事業者等、第30条の2第1項若しくは第30条の3第1項の元方事業者等、第31条第1項若しくは第31条の2の注文者又は第1項から第5項までの請負人が第30条第1項若しくは第4項、第30条の2第1項若しくは第4項、第30条の3第1項若しくは第4項、第31条第1項、第31条の2又は第1項から第5項までの規定に基づく措置の実施を確保するためにする指示に従わなければならない。	(請負人の講ずべき措置等) 第32条 1～6 (略) 7 第30条第1項若しくは第4項、第30条の2第1項若しくは第4項、第30条の3第1項若しくは第4項、第30条の4第1項、第31条第1項又は第31条の2の場合において、作業従事者は、これらの規定又は前各項の規定により講ぜられる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。 8 第1項から第6項までの請負人及び前項の作業従事者は、第30条第1項の特定元方事業者等、第30条の2第1項若しくは第30条の3第1項の元方事業者等、第30条の4第1項の作業場所管理事業者、第31条第1項若しくは第31条の2の注文者又は第1項から第6項までの請負人が第30条第1項若しくは第4項、第30条の2第1項若しくは第4項、第30条の3第1項若しくは第4項、第30条の4第1項、第31条第1項、第31条第1項、第31条の2又は第1項から第6項までの規定に基づく措置の実施を確保するためにする指示に従わなければならない。

7項 罰則あり

政令で定められた機械等または建築物を他の事業者に貸与する者が災害防止のために講ずべき措置について、個人事業者等に貸与する場合にも当該措置を講ずる。

参考 機械等貸与者の措置の対象機械（安衛令10条）

移動式クレーン（0.5トン以上）

別表第7の建設機械

不整地運搬車

高所作業車（作業床の高さ2m以上）

+

フォークリフト

ショベルローダー

フォークローダー

参考 建築物貸与者の対象建築物（安衛令11条）

事務所又は工場の用に供される建築物

↓

事務所、工場その他の事業の用に供される建築物

旧	新
（機械等貸与者等の講ずべき措置等） 第33条 機械等で、政令で定めるものを他の事業者に貸与する者で、厚生労働省令で定めるもの（以下「機械等貸与者」という。）は、当該機械等の貸与を受けた事業者の事業場における当該機械等による労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。 （建築物貸与者の講ずべき措置） 第34条 建築物で、政令で定めるものを他の事業者に貸与する者（以下「建築物貸与者」という。）は、当該建築物の貸与を受けた事業者の事業に係る当該建築物による労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。ただし、当該建築物の全部を一の事業者に貸与するときは、この限りでない。	（機械等貸与者等の講ずべき措置等） 第33条 機械等で、政令で定めるものを事業を行う者に貸与する者で、厚生労働省令で定めるもの（以下「機械等貸与者」という。）は、当該機械等の貸与を受けた事業を行う者の事業場における当該機械等による労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。 （建築物貸与者の講ずべき措置） 第34条 建築物で、政令で定めるものを事業を行う者に貸与する者（以下「建築物貸与者」という。）は、当該建築物の貸与を受けた者の事業に係る当該建築物による労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。ただし、当該建築物の全部を一の事業者若しくは個人事業者に貸与するとき、又は二以上の個人事業者のみに貸与するときは、この限りでない。

参考：厚生労働省令で定めるもの

安衛則665条

法第33条第1項の厚生労働省令で定める者は、令第10条各号に掲げる機械等を、相当の対価を得て業として事業を行う者に貸与する者とする。

4

R9.4.1

施行

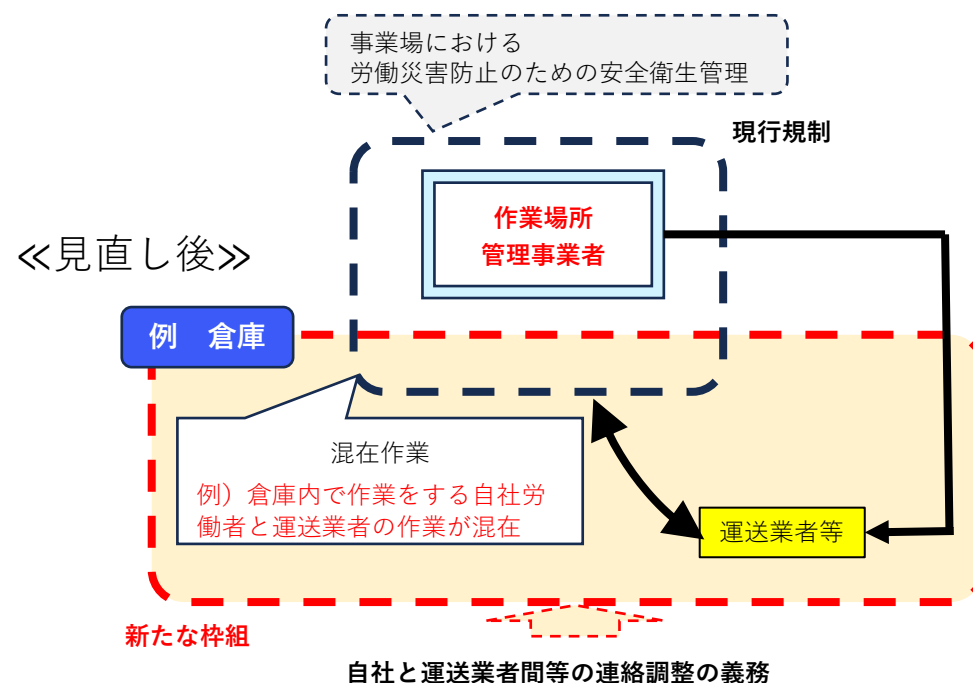
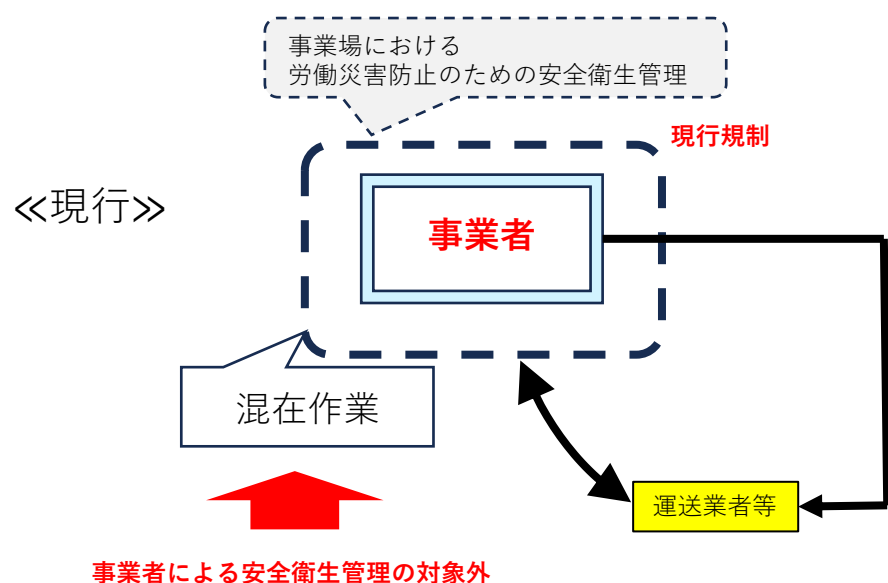
30条の4の新設（作業場所管理事業者への連絡調整措置の義務付け）

罰則あり

作業場所管理事業者（仕事を自ら行う事業者であって、当該仕事を行う場所を管理するものをいう。）は、その管理する一の場所においてその労働者である作業従事者（当該労働者である作業従事者のほか、労働者以外の当該作業場所管理事業者に係る作業従事者がある場合には、当該者を含む。）及びその請負人に係る作業従事者が作業を行う場合であって、これらの作業従事者のいずれかが、危険性又は有害性等を勘案して厚生労働省令で定める業務【次頁参照】に係る作業を行うときは、当該作業が行われることによって生ずる労働災害を防止するため、作業間の連絡及び調整を行うことに関する措置その他必要な措置【次頁参照】を講じなければならない。

ただし、当該場所において一の仕事のみが行われる場合において、当該仕事に係る全の作業従事者に関して30条1項又は30条の2第1項の措置が講じられることとなるときは適用しない。

参考 3業種（建設業・造船業・製造業）や仕事の枠にかかわらず、「一の場所」で行われる混在作業（荷の搬入・搬出作業や機械・設備のメンテナンス作業等）に着目し、混在作業場所を管理する者（作業場所管理事業者）に作業間の連絡調整等の一定の措置を求める枠組みが創設された。



（作業場所管理事業者の講ずべき措置）

第30条の4 仕事を自ら行う事業者であつて、当該仕事を行う場所を管理するもの（以下この項並びに第32条第4項及び第8項において「作業場所管理事業者」という。）は、その管理する一の場所においてその労働者である作業従事者（当該労働者である作業従事者のほか、労働者以外の当該作業場所管理事業者に係る作業従事者がある場合には、当該者を含む。）及びその請負人（当該仕事が数次の請負契約によつて行われるときは、当該請負人の請負契約の後次の全ての請負契約の当事者である請負人を含む。）に係る作業従事者が作業を行う場合であつて、これらの作業従事者のいずれかが、危険性又は有害性等を勘案して厚生労働省令で定める業務に係る作業を行うときは、当該作業が行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、作業間の連絡及び調整を行うことに関する措置その他必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、当該場所において一の仕事のみが行われる場合において、当該仕事に係る全ての作業従事者に関して、第30条第1項又は第30条の2第1項に規定する措置が講じられることとなるときは、適用しない。

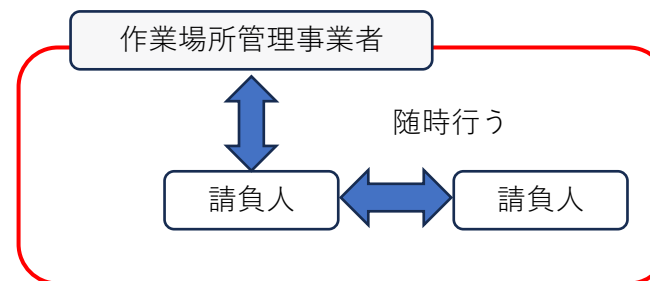
参考：厚生労働省令で定める業務 → 安衛則643条の10

法第30条の4第1項の厚生労働省令で定める業務は、次の各号に掲げる、周囲で作業を行う作業従事者に危害が生ずるおそれのある業務とする。

- 一 令第20条各号に掲げる業務【注：就業制限に係る業務】
- 二 第36条各号に掲げる業務【注：特別教育を必要とする業務】
- 三 令第6条各号に掲げる作業に係る業務【注：作業主任者を選任すべき作業】
- 四 法及びこれに基づく命令により作業を指揮する者を定める必要がある作業に係る業務
- 五 第151条の2第7号に規定する貨物自動車を用いた荷の搬入・搬出の業務
- 六 法及びこれに基づく命令により定期に実施する検査、補修等の業務

参考：作業間の連絡及び調整

→ 安衛則643条の11（作業間の連絡及び調整）



□ 作業場所管理事業者の管理する一の場所

↔ 連絡と調整

32条 4 項の新設**7・8 項は39頁を参照****罰則あり**

30条の4の場合において、作業場所管理事業者の請負人で、当該場所において仕事を自ら行うものは、上記により講ぜられる措置に応じて、必要な措置を講じなければならないこととし、作業従事者は、上記により講ぜられる措置に応じて、必要な事項を守らなければならないこととし、これらの請負人及び作業従事者は、作業場所管理事業者が上記の措置の実施を確保するためにする指示に従わなければならないこととしたこと。

旧	新
(請負人の講ずべき措置等) 第32条 1~3 (略) 4 第31条第1項の場合において、当該建設物等を使用する労働者に係る事業者である請負人は、同項の規定により講ぜられる措置に応じて、必要な措置を講じなければならない。	(請負人の講ずべき措置等) 第32条 1~3 (略) 4 第31条の4第1項の場合において、作業場所管理事業者の請負人で、当該場所において仕事を自ら行うものは、同項の規定により講ぜられる措置に応じて、必要な措置を講じなければならない。 5 第31条第1項の場合において、当該建設物等を使用する作業従事者に係る請負人は、同項の規定により講ぜられる措置に応じて、必要な措置を講じなければならない。

4 改正安衛法の内容

(2) 個人事業者等が講ずべき措置

資料について

次頁以降の資料は、原則、下記の構成としています。
なお、下記の外、参考情報を記載している場合もあります。

改正・新設を記載

罰則の有無を記載

〇条〇項を改正・新設

罰則なし

令和7年5月14日付け基発0514第1号「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律」に記載されている改正条項に係る記載内容に基づき記載

※ 新設の場合は、新設条文のみを記載

旧	新
改正前の条文 を記載	改正後の条文 を記載

2

R8.4.1

施行

4 条を改正

労働者以外の者で労働者と同一の場所において仕事の作業に従事するものは、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならない。

旧	新
第4条 労働者は、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならない。	第4条 労働者及び労働者以外の者で労働者と同一の場所において仕事の作業に従事するものは、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならない。

26条及び27条 1 項を改正

26条 罰則あり

労働者と同一の場所において仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者は、事業者が安衛法20条から25条まで及び25条の2第1項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。当該者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。

旧	新
第26条 労働者は、事業者が第20条から第25条まで及び前条第1項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。	第26条 労働者及び労働者と同一の場所において仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者は、事業者が第20条から第25条まで及び前条第1項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。
第27条 第20条から第25条まで及び第25条の2第1項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。	第27条 第20条から第25条まで及び第25条の2第1項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者及び労働者と同一の場所において仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。

4

R9.4.1

施行

42条2項・3項の新設（個人事業者等自身への義務付け①）

罰則あり

個人事業者等自身に対して、労働者と同一の場所において作業を行う場合に、① 構造規格や安全装置を具備しない機械などの使用の禁止を義務付ける。

（譲渡等の制限等）

第42条 特定機械等以外の機械等で、別表第二に掲げるものその他危険若しくは有害な作業を必要とするもの、危険な場所において使用するもの又は危険若しくは健康障害を防止するため使用するもののうち、**政令で定めるもの**は、厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならない。

2 事業者は、前項の機械等については、同項の規格又は安全装置を具備しなければ、労働者に使用させてはならない。

3 事業者（**厚生労働省令で定める数**以下の労働者を使用する者に限る。）又は個人事業者（これらの者が法人である場合には、その代表者又は役員）である作業従事者（以下「作業従事役員等」という。）は、自ら第1項の機械等を使用して、労働者と同一の場所において仕事の作業を行う場合には、当該機械等については、同項の規格又は安全装置を具備しなければ、これを使用してはならない。

参考：政令で定めるもの → 安衛令13条（厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械等）

参考：厚生労働省令で定める数 → 安衛則24条の17（規格又は安全装置の具備に係る事業者の基準）

法第42条第3項の厚生労働省令で定める数は、労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）第46条の16において定める数とする。

労働者災害補償保険法施行規則46条の16（特別加入者の範囲）

常時300人（金融業若しくは保険業、不動産業又は小売業を主たる事業については50人
卸売業又はサービス業を主たる事業については100人）

個人事業者等自身に対して、労働者と同一の場所において作業を行う場合に、② 特定の機械などに対する定期自主検査の実施を義務付けることとした。

旧	新
（定期自主検査） 第45条 事業者は、ボイラーその他の機械等で、政令で定めるものについて、厚生労働省令で定めるところにより、定期に自主検査を行ない、及びその結果を記録しておかなければならない。 2 事業者は、前項の機械等で政令で定めるものについて同項の規定による自主検査（以下「特定自主検査」という。）を行うときは、当該事業者（事業者が法人である場合には、その代表者又は役員）で厚生労働省令で定める資格を有するものが自ら実施し、又はその使用する労働者で当該厚生労働省令で定める資格を有するもの若しくは第54条の3第1項に規定する登録を受け、他人の求めに応じて当該機械等について特定自主検査を行う者（以下「検査業者」という。）に実施させなければならない。 参考：政令で定めるもの → 安衛令15条（定期に自主検査を行うべき機械等） 参考：厚生労働省令で定めるところにより → 例えば 安衛則151条の21第3項 （フォークリフトに係る定期自主検査） 参考：厚生労働省令で定めるもの、厚生労働省令で定める資格 → 例えば 安衛則151条の24 （フォークリフトに係る特定自主検査）	（定期自主検査） 第45条 同左 2 個人事業者は、当該個人事業者に係る作業従事役員等が労働者と同一の場所において仕事の作業を行う場合には、前項の機械等について、厚生労働省令で定めるところにより、定期に自主検査を行い、及びその結果を記録しておかなければならない。 3 第1項の機械等で政令で定めるものについて行う前2項の自主検査であって厚生労働省令で定めるもの（以下「特定自主検査」という。）は、次の各号に掲げる特定自主検査を行う者の区分に応じ、当該各号に定める方法によって行わなければならない。 一 事業者 当該事業者（当該事業者が法人である場合には、その代表者又は役員）である作業従事者で厚生労働省令で定める資格を有するものが自ら実施し、又はその使用する労働者で当該厚生労働省令で定める資格を有するもの若しくは第54条の3第1項に規定する登録を受け、他人の求めに応じて機械等について特定自主検査を行う者（以下「検査業者」という。）に実施させる方法 二 個人事業者 当該個人事業者に係る作業従事役員等で厚生労働省令で定める資格を有するものが自ら実施し、又は検査業者に実施させる方法

59条4項、60条の2第2項の新設等 （個人事業者等自身への義務付け③）

個人事業者等自身に対して、労働者と同一の場所において作業を行う場合に、③ 危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講などを義務付ける。

罰則あり

旧	新
（安全衛生教育） 第59条 3 事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行なわなければならない。	（安全衛生教育） 第59条 3 事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行なわなければならない。 4 作業従事役員等は、労働者と同一の場所において前項の業務に就くときは、同項に規定する教育を受けなければならない。
第60条の2 事業者は、前2条に定めるもののほか、その事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、危険又は有害な業務に現に就いている者に対し、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行うように努めなければならない。	第60条の2 事業者は、前2条（第59条第4項を除く。）に定めるもののほか、その事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、危険又は有害な業務に現に就いている労働者に対し、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行うように努めなければならない。 2 作業従事役員等は、労働者と同一の場所において危険又は有害な業務に就くときは、第59条第4項に定めるもののほか、当該作業を行う場所における安全衛生の水準の向上を図るため、安全又は衛生のための教育を受けるように努めなければならない。

罰則なし

4 改正安衛法の内容

(3) 申告及び災害状況の調査

資料について

次頁以降の資料は、原則、下記の構成としています。
なお、下記の外、参考情報を記載している場合もあります。

改正・新設を記載

罰則の有無を記載

〇条〇項を改正・新設

罰則なし

令和7年5月14日付け基発0514第1号「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律」に記載されている改正条項に係る記載内容に基づき記載

※ 新設の場合は、新設条文のみを記載

旧	新
改正前の条文 を記載	改正後の条文 を記載

2

R8.4.1

施行

97条 1 項の改正 3 項の新設

2・3 項 罰則あり

作業従事者は、事業場に安衛法又はこれに基づく命令の規定に違反する事実があるときは、その事実を都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に申告して是正のため適当な措置をとるよう求めることができることとし、注文者、機械等貸与者その他作業従事者に係る事業を行う者の契約の相手方は、当該申告を理由として、当該事業を行う者に対し、取引の停止その他の不利益な取扱いをしてはならない。

旧	新
(労働者の申告) 第97条 労働者は、事業場にこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反する事実があるときは、その事実を都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に申告して是正のため適当な措置をとるよう求めることができる。 2 事業者は、前項の申告をしたことを理由として、労働者に対し、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。	(申告) 第97条 作業従事者は、事業場にこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反する事実があるときは、その事実を都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に申告して是正のため適当な措置をとるよう求めることができる。 2 (左同) 3 注文者、機械等貸与者その他第1項の作業従事者に係る事業を行う者の契約の相手方は、同項の申告をしたことを理由として、当該事業を行う者に対し、取引の停止その他の不利益な取扱いをしてはならない。

3

R9.1.1

施行

100条の2を新設

罰則なし

厚生労働大臣は、労働災害の防止に資する施策を推進するため、業務に起因して作業従事者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した災害の発生状況に係る情報その他の必要な事項について調査を行うことができる。

また、厚生労働大臣は、当該調査のために必要なときは、事業を行う者及び作業従事者に対し、必要な事項を報告させることができる。

(災害状況の調査)

第100条の2 厚生労働大臣は、労働災害の防止に資する施策を推進するため、業務に起因して作業従事者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した災害の発生状況に係る情報その他の必要な事項について調査を行うことができる。

- 2 厚生労働大臣は、前項の調査のために必要なときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業を行う者及び作業従事者に対し、必要な事項を報告させることができる。
- 3 前項の厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県労働局長に委任することができる。
- 4 前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、労働基準監督署長に委任することができる。

参考：個人事業者等死傷病報告 → 安衛則98条の2 ～ 98条の6

次頁参照

98条の2① 特定注文者が報告者

個人事業者に仕事を請け負わせた注文者
(同一場所で自ら仕事を行う)

個人事業者が負傷・疾病（脳心、精神障害は
除く）より死亡・休業4日以上

これを把握したとき

遅滞なく、労基署長に報告

報告事項

- 1 報告者の労働保険番号
- 2 報告者の事業の種類、事業場の名称・所在地・電話番号
- 3 建設工事の作業に係る場合は、工事の名称
- 4 個人事業者が事業場の構内における作業の請負人である場合は、事業場の名称
- 5 個人事業者が建設工事の作業の請負人である場合は、元方事業者の事業場の名称及び労働保険番号
- 6 被災者の氏名、生年月日、年齢、性別、職種の経験期間、傷病の名称・部位、労災保険法35条1項に基づく政府の承認の有無
- 7 休業見込期間、死亡日時
- 8 外国人である場合は、国籍、在留資格
- 9 発生日時、発生場所、発生状況、発生原因
- 10 報告年月日、報告者職氏名

特定注文者がいない場合

98条の2② 災害発生場所管理事業者等が報告者

事業を行う者で、仕事の作業を行う場所を管理
するもの（その労働者又は派遣労働者が、その場
所において仕事の作業を行う場合に限る）

個人事業者が負傷・疾病（脳心、精神障害は
除く）より死亡・休業4日以上

これを把握したとき

遅滞なく、労基署長に報告

報告事項

左に同じ。

報告事項

- 1 建設工事の作業に係る場合は、工事の名称
- 2 個人事業者が事業場の構内における作業の請負人である場合は、事業場の名称
- 3 個人事業者が建設工事の作業の請負人である場合は、元方事業者の事業場の名称及び労働保険番号
- 4 被災した個人事業者の氏名
- 5 被災者の氏名、生年月日、年齢、性別、職種の経験期間、傷病の名称・部位、労災保険法35条1項に基づく政府の承認の有無
- 7 休業見込期間、死亡日時
- 8 外国人である場合は、国籍、在留資格
- 9 発生日時、発生場所、発生状況、発生原因
- 10 報告年月日、報告者職氏名

個人事業者の報告

- 1 98条の3
個人事業者は特定注文者へ報告
- 2 98条の4
特定注文者がいない場合などは、災害
発生場所管理事業者等へ報告
- 3 98条の5
業務による脳心、精神障害を原因と
する死亡、休業4日以上ときは、個
人事業者が主として事業を行う場所を
所轄する労基署長に報告できる

※ 労災保険法46条の16において定める数以下の労働者を使用する事業者の報告については、
安衛則98条の6をご覧ください。

5 基本的な用語

事業者	2条3号	事業を行う者で、労働者を使用するもの
個人事業者	31条の3①	事業を行う者で、労働者を使用しないもの
作業場所管理事業者	30条の4①	仕事を自ら行う事業者であつて、当該仕事を行う場所を管理するもの
元方事業者	15条①	一の場所において行う事業の仕事の一部を請負人に請け負わせているもの（当該事業の仕事の一部を請け負わせる契約が二以上あるため、その者が二以上あることとなるときは、当該請負契約のうちの最も先次の請負契約における注文者）
特定元方事業者	15条①	元方事業者のうち、建設業その他政令で定める業種（造船業）に属する事業を行う者
特定事業	15条①	建設業その他政令で定める業種に属する事業
発注者	30条②	注文者のうち、その仕事を他の者から請け負わないで注文している者
注文者	3条③	建設工事の注文者その他の仕事を他人に請け負わせる者
請負人・関係請負人	15条①	請負人（元方事業者の当該事業の仕事が数次の請負契約によつて行われるときは、当該請負人の請負契約の後次の全ての請負契約の当事者である請負人を含む。以下「関係請負人」という。）
特定作業	31条の3①	建設業に属する事業の仕事を行う二以上の事業者又は個人事業者に係る作業従事者（労働者及び労働者と同じの場所において仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者に限る。）が一の場所において機械で厚生労働省令【注：労働安全衛生規則】で定めるもの（※）に係る作業 ※ （法第31条の3第1項の厚生労働省令で定める機械） 第662条の5 法第31条の3第1項の厚生労働省令で定める機械は、次のとおりとする。 - 一 機体重量が三トン以上の車両系建設機械のうち令別表第七第二号1、2及び4に掲げるもの - 二 車両系建設機械のうち令別表第七第三号1から3まで及び6に掲げるもの - 三 つり上げ荷重が三トン以上の移動式クレーン
労働者	2条2号	労働基準法第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）
作業従事者	15条①	事業を行う者が行う仕事の作業に従事する者（特定元方事業者の労働者である作業従事者のほか、労働者以外の当該特定元方事業者に係る作業従事者がある場合には、当該者を含む。）
作業従事役員等	42条③	事業者（厚生労働省で定める数以下の労働者を使用する者に限る。）又は個人事業者（これらの者が法人である場合には、その代表者又は役員）である作業従事者

